

第三定
第三目
議案訂正
八

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十二番 未次性男君

一 欠員は次のとおりである。

十三番

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事	古谷使男君	議事	市川昭利君	臨時速記事務補佐員	川久保友子君
議事	局長	議事	局長		

一 出席説明員は次のとおりである。

市	長	石川常太郎君	助	役	君
収入役	橋本孝蔵君	教	育	長	君
企画財政部長	浅見裕康君	総務部長	上野重勝君		
市民部長	生子国利君	福祉部長			
建設部長	青藤多市君	教育次長			
福祉事務所長		水道事務所長			
事務取扱参事		事務取扱参事			
監査委員事務局長		企画財政課長	森田進君		
参事		秘書室長	坂本昭君		
庶務職員課長		管財課長			
庶務職員課長		管財課長			

市民課長	井上久男	君	經濟課長	君
衛生課長		君	保險年金課長	君
土木課長		君	都市計画課長	君
下水道課長	岡部清人	君	會計課長	君
選挙管理委員		君	庶務課長	君
会事務局長		君	社会教育課長	君
学務課長		君	市民会館長	君
学校給食課長		君	公民館長	君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十三年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十六日（火）午前十時

- 日程第一 議案の訂正について……………四
- 日程第二 議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例
（審査報告）……………六
- 日程第三 議案第八十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例
（審査報告）……………六
- 日程第四 議案第八十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
例
（審査報告）……………六
- 日程第五 議案第八十九号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
（審査報告）……………六
- 日程第六 議案第九十号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（審査報告）……………一〇
- 日程第七 議案第九十二号 福生市健康センター条例
（審査報告）……………一三
- 日程第八 議案第九十三号 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）
（審査報告）……………一七

日程第九

議案第九十四号

昭和五十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算
(第一号)

日程第十

議案第九十五号

昭和五十三年年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整

理事業会計補正予算(第二号)

(審査報告) . . . 二九

日程第十一

議案第九十六号

昭和五十三年年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

(審査報告) . . . 三二

日程第十二

陳情第四号

福生リトル及びシニア野球場の設置に関する陳情書

(審査報告) . . . 三四

日程第十三

陳情第五号

熊川武蔵野会館名称変更に関する陳情書

(審査報告) . . . 四〇

日程第十四

陳情第七号

熊川幸楽園下の坂名称に関する陳情書

(審査報告) . . . 五〇

日程第十五

議案第百二号

一般消費税の新設に反対する決議

. . . 五二

日程第十六

陳情第八号

第三、第四都営住宅ダストボックス継続使用許可に関する

陳情書

. . . 五四

日程第十七

陳情第九号

富士見台町会地区の塵芥収集に関する陳情書

. . . 五六

日程第十八

閉会中の継続審査申し出について

. . . 五七

日程第十九

特定事件の継続調査について

. . . 五九

昭和五十三年第三回福生市議会定例会議事日程(第三日目)

(追加 その一)

追加日程第一

議案第九十七号

財産の取得について(審査報告)

. . . 三七

午前十時開議

○議長(岩田博君) ただいまから昭和五十三年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(岩田博君) この際署名議員であつた末次性男君が欠席しておりますので署名議員の補充をいたします。

二十四番 塩野鉄之助君

を署名議員として補充いたします。

○議長(岩田博君) ここで報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたします。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、議案の訂正について(別添参照)
- 二、決議、陳情の受理について(別添参照)
- 三、昭和五十三年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(岩田博君) 以上報告は終わりました。

○議長(岩田博君) 先般の原田生也君の一般質問における地方債の資料について、お手元に御配付したとおりありますので、御了承願います。

○議長(岩田博君) 本日の議事運営については、議会運営委員会におき、検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野欽之助君登壇)

○議会運営委員長(塩野欽之助君) 御指名でございますので報告させていただきます。第三回定例会第三日目の議事運営について、去る九月二十二日午前九時と午後五時の二回にわたり議会運営委員会を開催し、協議、検討をいたしました結果、日程はお手元のとおりの順序でお願いすることになりました。

本日は、休会中の委員会で結論づけられた審査報告と、他に決議、陳情等でござりまするが、二日目に総務委員会に付託にいたしました議案第九十七号財産の取得については、内容の不備な点もあり、かつ同意案のため修正もできず、

理事者より訂正願いを提出していただき、本会議において承認された後に再度審査することといたしましたため、ただいま局長から報告のあった議案の訂正と議事進行の上から冒頭に組ませていただきました。したがって本件は承認された場合は、日程の途中で休憩をし、総務委員会を開催していただくことを議運は了承しておりますので、あらびめのお含みをお願います。又、これに総務委員会での審査の結果によって日程とすることになっております。

次に陳情第五号でございますが、十九日の厚生委員会では、慎重に審査を必要とする理由で閉会中の継続審査として議長に申し出がなされましたが、その後諸般の情勢により急遽厚生委員会を開催するを得となり、二十二日午後三時二十分より厚生委員会を開催され、その結果は継続の申し出を取り下げ、改めて審査の結果、採択となり、審査報告は議長に提出されましたので、日程変更のため初めに申し上げましたとおり当日午後五時から再度議運を開き日程の再編成を行った次第であります。

新しく提出された決議は即決をお願ひすることとし、陳情二件は所管の委員会に付託することになっております。

議案の訂正
第三定
第三日
陳五
陳六
請二
陳七

又、日程第十八開会中の継続審査申し出の中で、請願第二号は総務委員会におき、起立により賛成者多数をもって継続とつてゐるため、特に総務委員長から審査経過について発言の申し出がありましたので議運はこれを受承し、他の五件の継続審査申し出とは切り離して認めることにいたしましたので、あらじめお含みおきくださるようお願い申し上げます。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、本会議終了後に行うことを議運は了承しておりますので、あらじめ御承知をお願ひします。

以上でございますが、本日の議事、本議運の決定により円滑に運ばれますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますのでよろしくお願ひいたします。

○議長(岩田博君) これより日程に入ります。

日程第一議案の訂正についてを議題といたします。
本件訂正について、理事者側より発言願ひします。

(総務部長 上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 大変申しわけない次第でございますが、議案の訂正をさせていただきますと思ひます。

議案第九十七号財産の取得について、過日総務委員会を開催して審査をしていただいておりますが、たまたま誤りを見とれまして、議案の表示上やむを得ない部分がございますので、この部分について削除をお願いをいたしましたので存じます。

内容につきましては、三番の土地の種類及び面積中「ただし、実測による面積がこれと異なりときは、その面積をもつてこの土地の面積とする。」を削除願ひたいと思ひます。同様に、五番の予定価格中「(一平方メートル当たり六万四千三百十二円)ただし、実測面積に一平方メートル当たりの額を乗じて得た額がこれと異なりときは、その価格をもつて予定価格とする。」の二点につきまして訂正方をお願いをいたします。

大変御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については承認することに御異議ありませんか。

議八十六
議九十九
議九十二
議九十三
反対討論
賛成討論
議九十四
議九十五
議九十六

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。 ようて本件は承認することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

この際日程第二より日程第五までの四案を一括して上程いたします。

日程第二議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第三議案第八十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第四議案第八十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

条例

以上四議案を一括して議題といたします。

本四案については、ともに厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので議案第八十六号、八十七号、八十八

号、八十九号の審査報告をさせていただきます。

なお、議長あつた審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本審査に当たっては議案第八十六号から八十九号まで全議案を一括審査することに委員会の意思決定した後審査に入り、担当部長から議案第八十六号の児童育成手当は全額部の財源でアップするもので、国の児童手当の所得制限額に上りかけたため、東京都に別途改正をし、市規則で定める額という、いわゆる所得制限を緩やかにしての額の改正で、この対象者は二百八十四人である。

議案第八十七号は、全額部の財源で寝たきり老人に対する手当をアップしようとするもので、対象者は六十八人である。

議案第八十八号は重度心身障害者に対する手当は全額部の財源でアップするもので、対象者は百四十一人である。

さらに、議案第八十九号は、議案第八十八号以外の者でも市独自の財源で手当をアップしようとするもので、対象者は三百十六人である。

このよう説明、行なわれた後質疑に入り、委員より、立川市や小金井市で心身障害者の五級、六級まで手当を支給しているが、当市の考えはどうか。心身障害者福祉手当について三級、四級の所得制限があるのかと、質疑に対して、理事者より、身体障害者手帳付五級、六級まで交付しているが、四級と、その障害の程度の差の関係から、おとして五級、六級について支給する考えはない。又、他市においても三級、四級まではやはり支給しているが、五級、六級に支給している市はわずらである。心身障害者福祉手当の三級、四級についての所得制限はない。

このよう回答、行なわれた後、本四案を採決した結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よりしく当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。事
査報告といたします。

○議長（岩田博君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員、長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終ります。

○六番（村尾栄次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号及び議案第八十九号の四議案は、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本四案は委員会審査報告どおり可決された日の動議、に提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号、議案第

八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号の四議案は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（岩田博君） 暫時休憩いたします。

午前、十時、十三分 休憩

議九十一
議九十二
議九十三
反対討論
賛成討論
議九十四
議九十五
議九十六

午前十時四十分

開議

○議長(岩田博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、総務委員会より議案の審査報告書が提出されました。

この際お諮りいたします。

議案第九十七号は本日の日程に追加したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と答ふる者あり)

○議長(岩田博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十七号は本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

日程第六議案第九号厚生市国民健康保険条例の一部を改正する条例と議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君)

御指名でありますので、ただいま議題となっております。

議案第九十号につきまして、委員会における審査報告をさせていただきます。

このお手元に報告書をお配りされておりますので、参考までに御覧願えれば幸いと存じます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、理事者から、第五号は現行で国民健康保険以外の他の保険に加入していた者、他の保険を脱退して国民健康保険に加入した後、出産した場合に両方の保険から出産費と併用支給されていたものを改め、他の保険で出産費を支給された場合には国民健康保険から支給し、とするものであり。又、第十八号の第二号は、国民健康保険の被保険者でも特に低所得者に対する減額で、現行十五万円を十六万円にアップしようとするものである。この改正による減額は五十三年度で八十三万六千円となるが、この減額は全額国庫から補てんされるものであるとの説明を受けた後質疑に入り、委員から、現行十五万円を十六万円に改正した場合の該当世帯数についての質疑があり、これに対して理事者から、

この該当世帯数付約五百世帯であるとの答弁の後採択いたしましたところ全員異議なく本案を可決するものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定とおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(岩田博君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただ、本議題とどうもおります。議事第九十一号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただ、村尾栄次君から、本案は委員会審査報告により可決された、今日の動議は提出されまして、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議ナレと認めます。よって議事第九十一号は委員会審査

報告のとおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第七議事第九十二号福生市健康センター条例を議題と

いたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願

います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので、本議事につまして委員会にお

ける審査報告をさせていただきます。

丁お、議長あての審査報告の朗読は省略させていただきます。

(議長 審査報告書) 別添参照

本案の審査に当たっては、第三号第一号、第二号の業務の条文決定に至る関係と

議九十七

議九十二

議九十三

反対討論

賛成討論

議九十四

議九十五

議九十六